

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業に係る

生活環境影響調査書

令和 8 年 2 月

大里広域市町村圏組合

目 次

第 1 章 施設の設置に関する計画等	1-1
1.1 施設の設置者の氏名及び住所	1-1
1.2 施設の設置場所	1-1
1.3 設置する施設の種類	1-1
1.4 施設において処理する廃棄物の種類	1-1
1.5 施設の処理能力	1-5
1.6 施設の処理方式	1-5
1.7 施設の構造及び設備	1-6
1.8 廃棄物運搬車両等の走行ルート及び台数	1-15
1.9 公害防止対策	1-18
 第 2 章 生活環境影響調査項目の選定	 2-1
2.1 選定した項目及びその理由	2-1
2.2 項目として選定しなかった理由	2-3
 第 3 章 生活環境の現況把握及び予測並びに影響の分析	 3.1-1
3.1 大気質	3.1-1
3.1.1 煙突排ガスの排出に伴う大気質への影響	3.1-1
3.1.2 廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響	3.1-75
3.2 騒音・低周波音	3.2-1
3.2.1 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響	3.2-1
3.2.2 廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響	3.2-32
3.3 振動	3.3-1
3.3.1 施設の稼働に伴う振動の影響	3.3-1
3.3.2 廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響	3.3-18
3.4 悪臭	3.4-1
3.4.1 煙突排ガスの排出に伴う悪臭の影響	3.4-1
3.4.2 施設からの悪臭の漏洩	3.4-12
 第 4 章 総合的な評価	 4-1
4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	4-1
4.2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	4-13
4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容	4-13

第1章 施設の設置に関する計画等

1.1 施設の設置者の氏名及び住所

代表者：熊谷市長 小林 哲也

住 所：埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

1.2 施設の設置場所

位置：埼玉県熊谷市西別府 583 番地 1

(図 1.2-1～図 1.2-3 参照。以下「対象事業実施区域」という。)

面積：約 3.4ha (都市計画上の面積)

1.3 設置する施設の種類

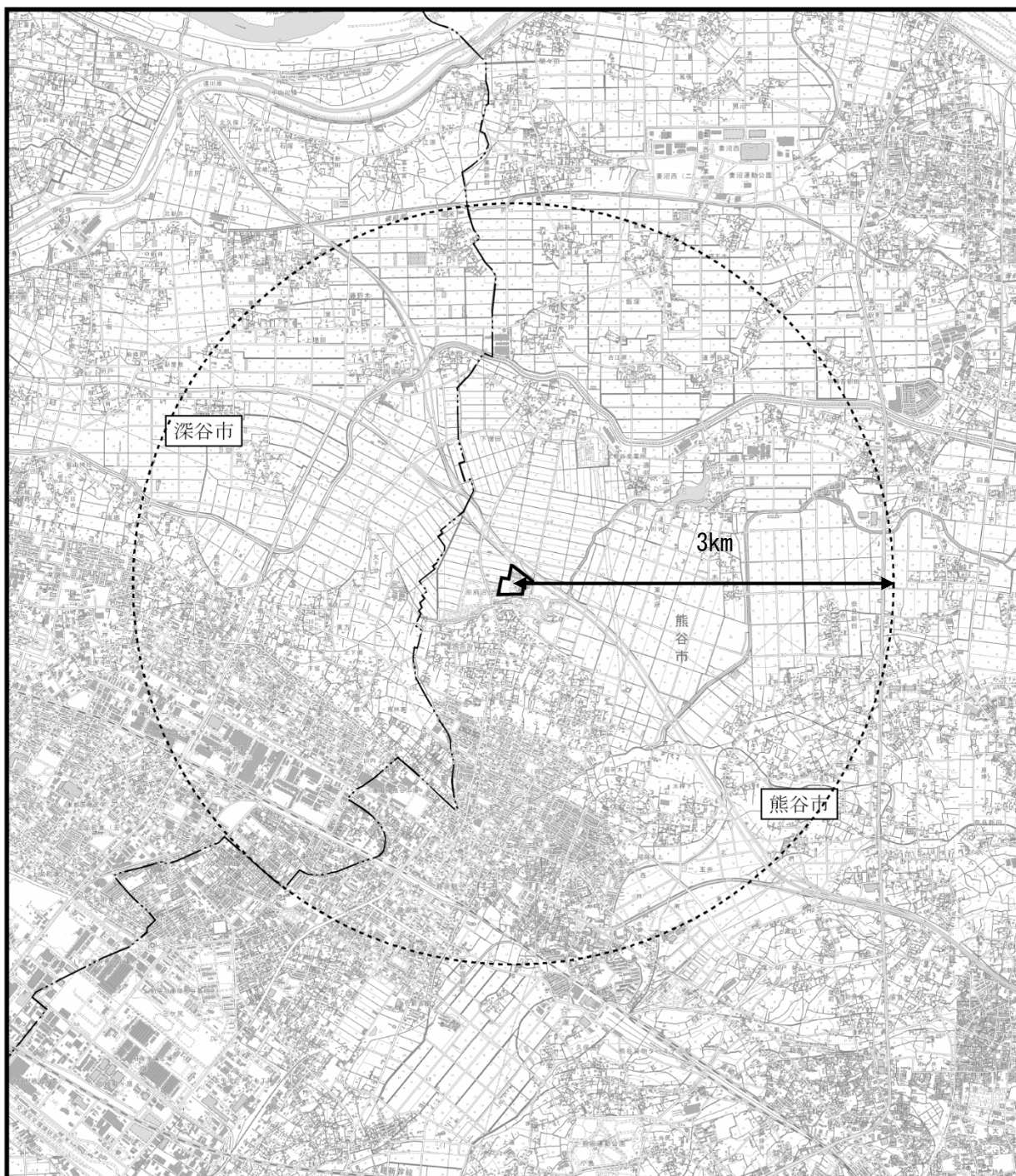
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (以下「本施設」という。)

1.4 施設において処理する廃棄物の種類

本施設において処理するごみの計画ごみ質は、表 1.4-1 に示すとおりである。なお、本施設においては、可燃ごみ、し尿処理汚泥、災害廃棄物を処理する。

表1.4-1 計画ごみ質

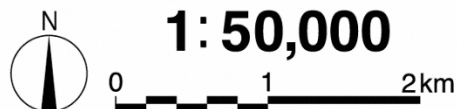
組成		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分 (%)	水分	56.71	44.60	29.98
	可燃分	35.97	48.08	62.70
	灰分	7.32	7.32	7.32
低位発熱量 (kJ/kg)		6,930	10,360	13,800
単位体積重量 (t/m ³)		0.142		



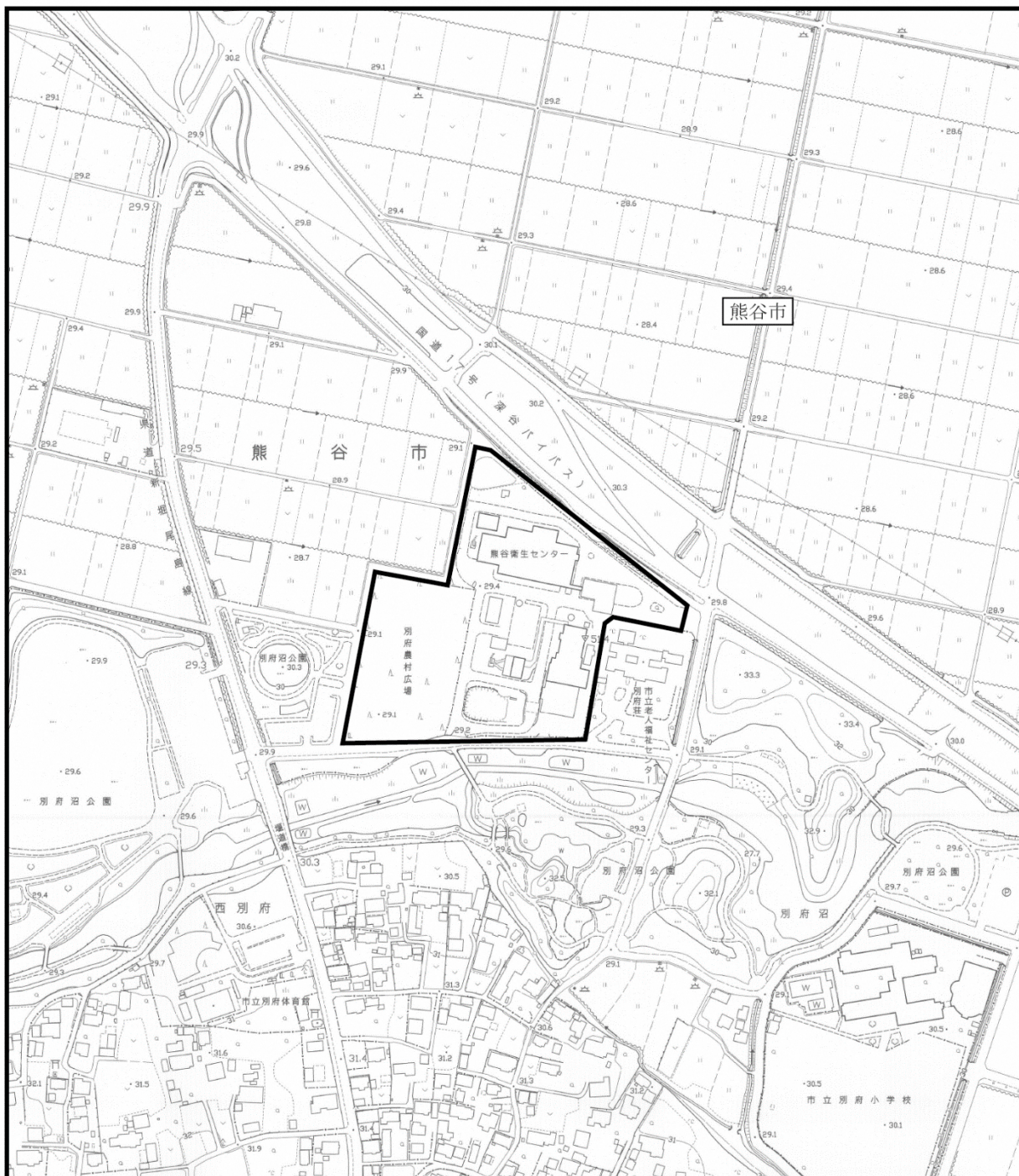
凡 例

- : 対象事業実施区域
 ——— : 市 界

図1.2-1 対象事業実施区域の位置（広域図）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



凡 例

: 対象事業実施区域

図1.2-2 対象事業実施区域の位置（詳細図）





凡 例

: 対象事業実施区域

図1.2-3 対象事業実施区域の位置（航空写真）



1.5 施設の処理能力

本施設が稼働し、新しい処理体制に移行する令和 14 年度における可燃ごみ等（資源化施設からの可燃残渣含む）の計画処理量は、は 54,080t/年であり、全て本施設にて処理する計画としている。

本施設の年間計画ごみ処理量に対応した施設規模は、表 1.5-1 に示すとおり 180.3t/日であるが、し尿処理汚泥量として 1,832t/年（6.1t/日）、災害廃棄物量として 3,717t/年（12.4t/日）を見込むこととし、本施設の施設規模は 198t/日¹とする。

表1.5-1 本施設の計画ごみ処理量及び施設規模（令和14年度）

焼却処理対象物	計画ごみ処理量	施設規模
（仮称）新熊谷衛生センター（本施設）	59,629 t/年	198.8 t/日
可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）	54,080 t/年	180.3 t/日
し尿処理汚泥	1,832 t/年	6.1 t/日
災害廃棄物	3,717 t/年	12.4 t/日

注）施設規模の算定は次式による。

計画処理量 ÷ 年間稼働日数（300 日）

1.6 施設の処理方式

1.6.1 施設諸元

本施設の諸元は、表 1.6-1 に示すとおりとする。

施設規模は 198t/日（2 炉構成）であり、熊谷衛生センター第一工場及び第二工場を合わせた施設規模よりも小さくなる。

処理方式は、稼働実績数が多く、信頼性を得ている全連続燃焼方式（ストーカー炉）とする。

表1.6-1 施設諸元

項目	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
施設規模	198t/日	140t/日	180 t/日
焼却炉系列数	2 系列	2 系列	2 系列
処理方式	全連続燃焼方式 （ストーカー炉）	全連続燃焼方式 （ストーカー炉）	全連続燃焼方式 （ストーカー炉）
運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数	1 炉当たり 300 日程度	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度
煙突高さ	約 59 m	約 59 m	約 59 m

¹ 施設規模算定上、198.8t/日であるが、施設規模は、小数点以下を切り捨て、198t/日とする。

1.6.2 処理フロー

本施設の基本処理フローは、図 1.6-1 に示すとおりである。

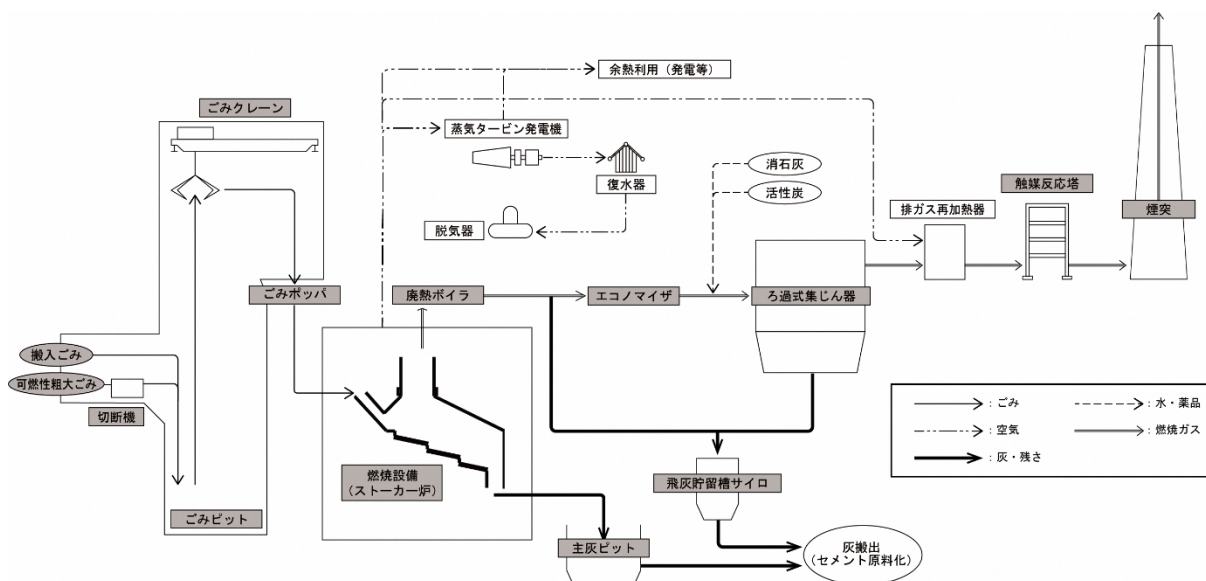


図1.6-1 基本処理フロー

1.7 施設の構造及び設備

1.7.1 施設配置計画

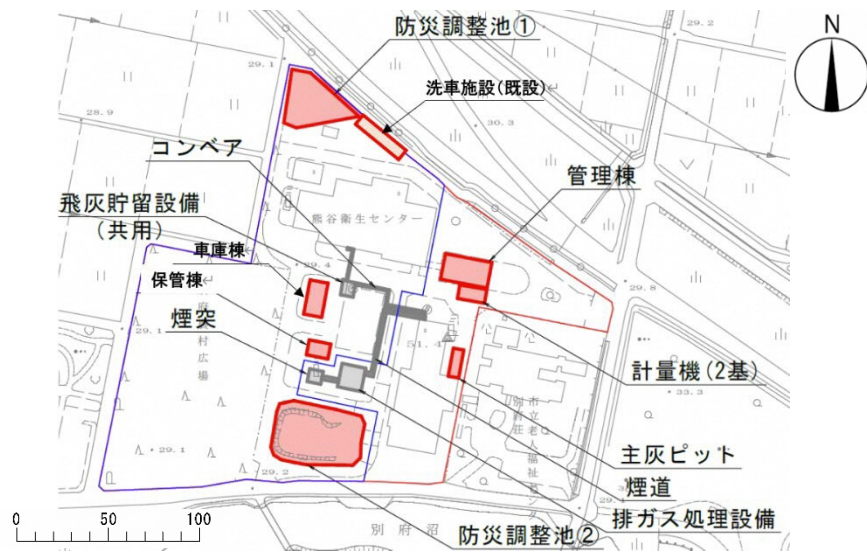
本施設の施設計画は表 1.7-1 に、施設配置計画は図 1.7-1～図 1.7-4 に示すとおりである。

本事業では、対象事業実施区域にある別府農村広場を整地し、本施設の工場棟を設置する。

表1.7-1 施設計画

本施設	施設規模等	処理対象物等
エネルギー回収型廃棄物 処理施設（工場棟）	建屋面積：4,580m ² 施設規模：198t/日	・可燃ごみ ・し尿処理汚泥 ・災害廃棄物
その他整備予定の施設	管理棟、計量棟、雨水流出抑制施設 （調整池）、駐車場、洗車施設、構 内道路	—

【現況平面】



【本施設配置】

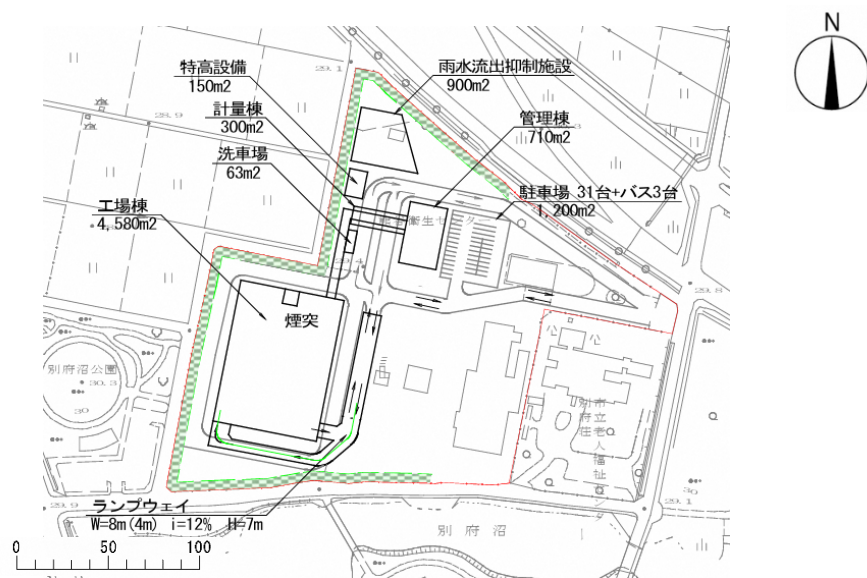


図1.7-1 施設配置計画図

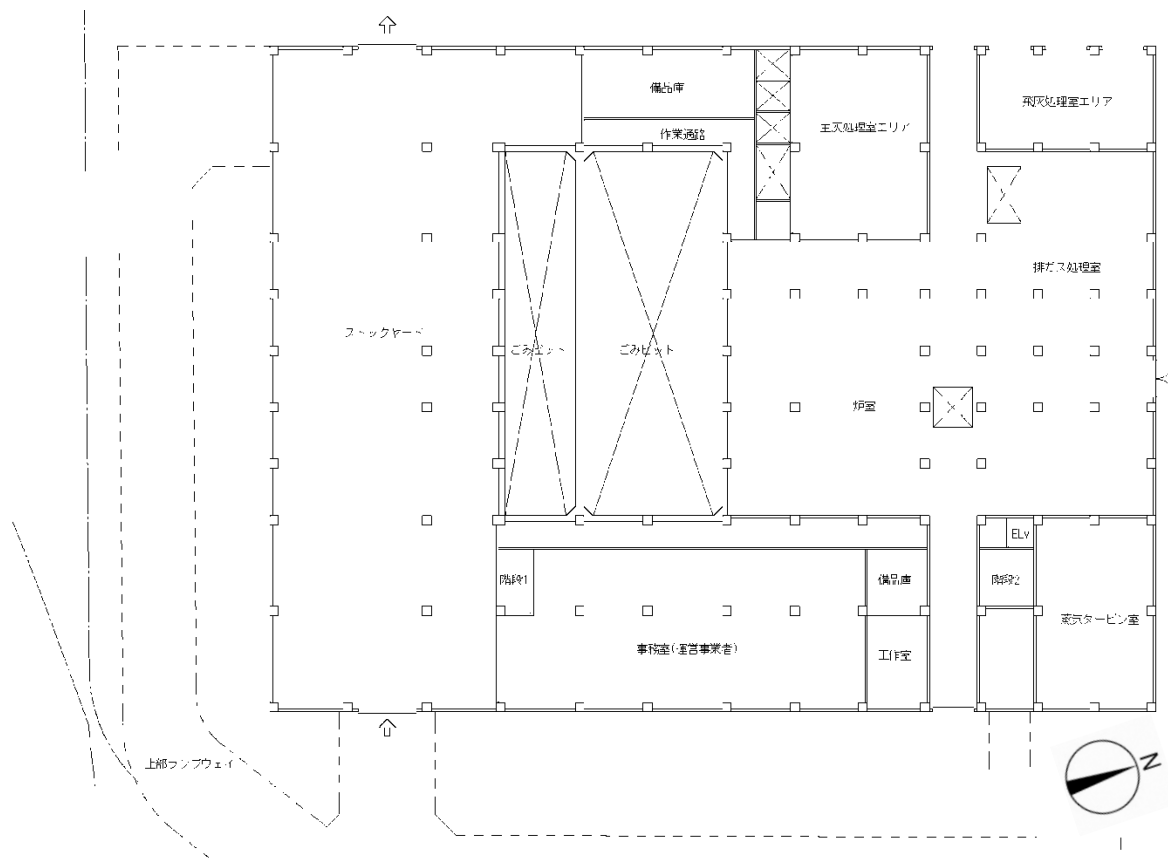


図1.7-2 (1) 施設平面図 (1F)

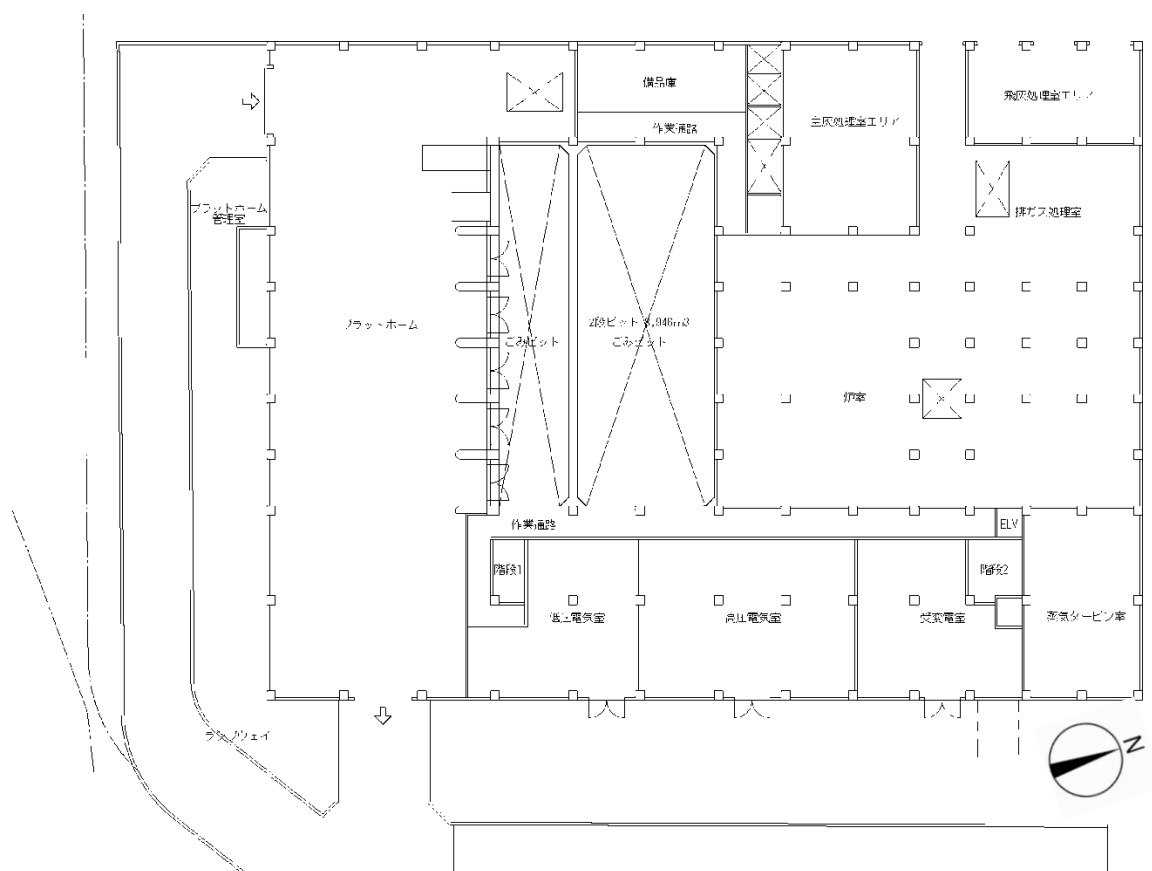
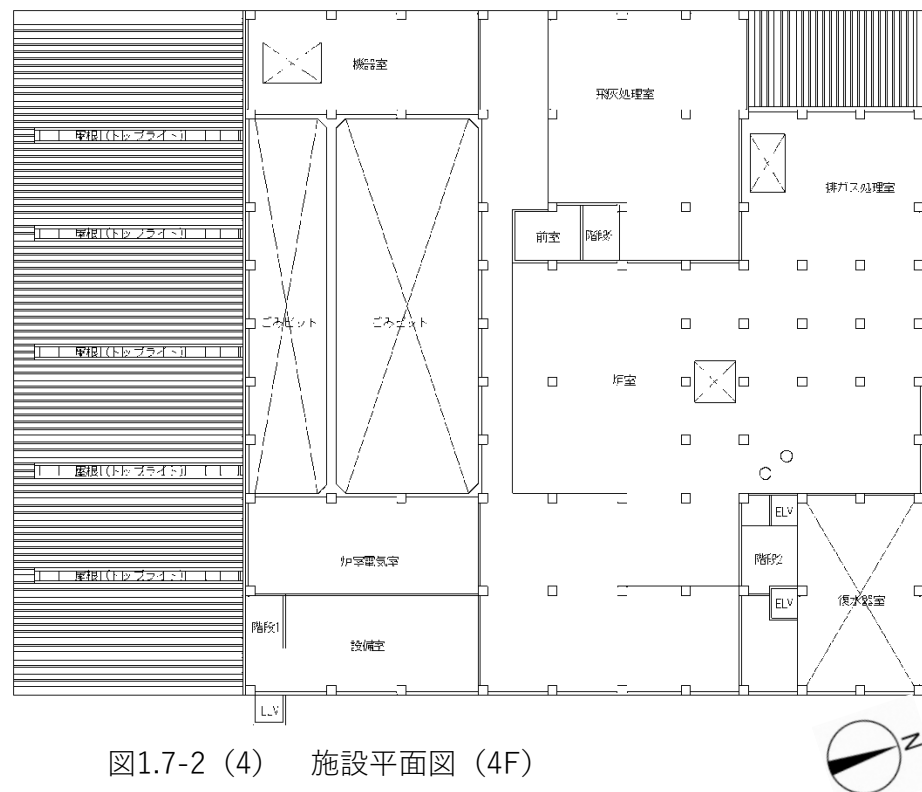
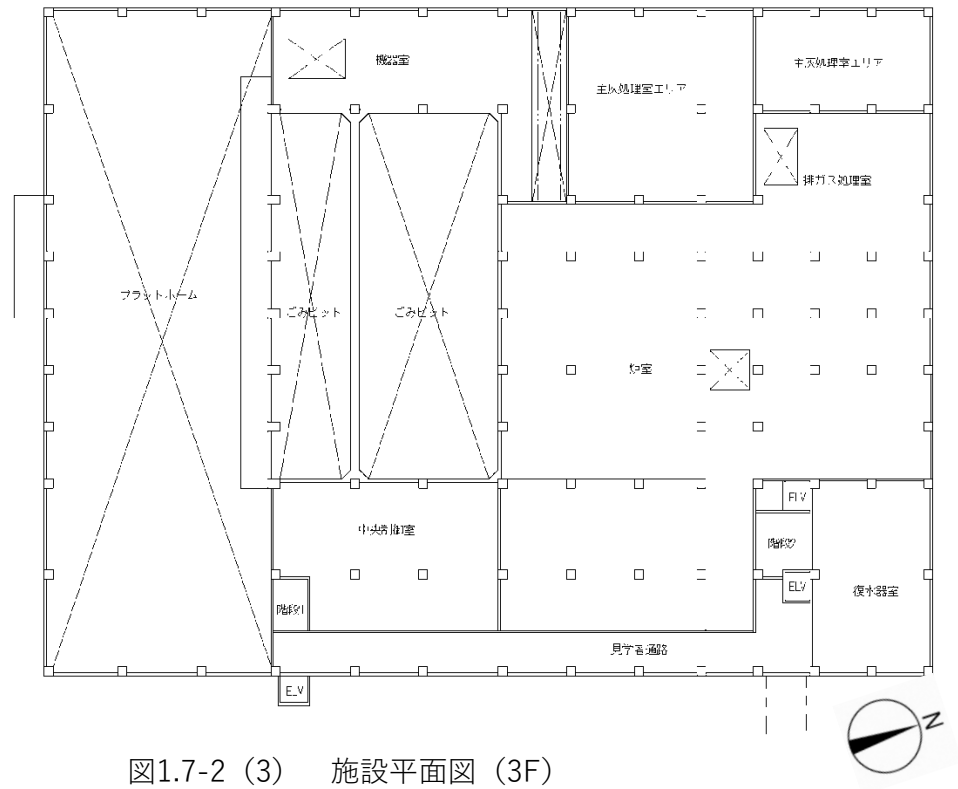


図1.7-2 (2) 施設平面図 (2F)



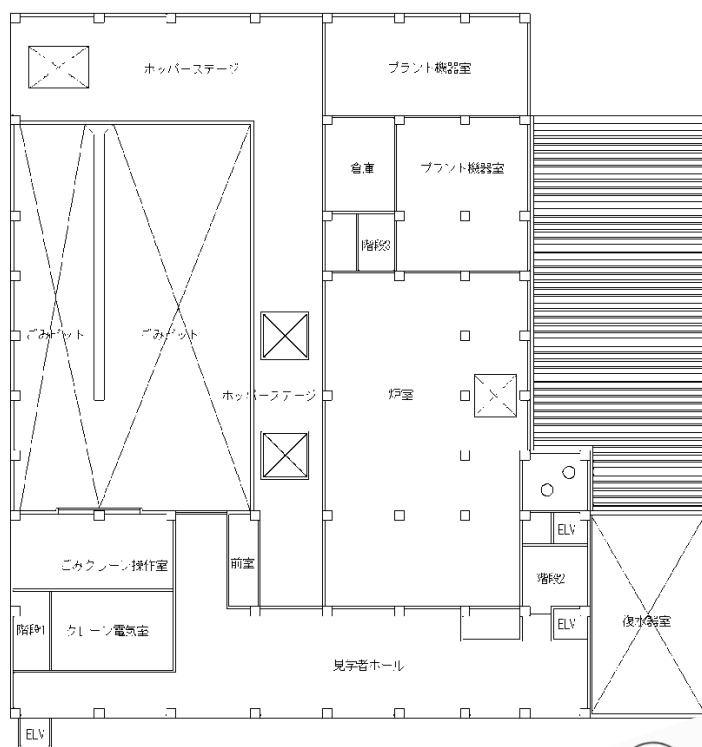


図1.7-2 (5) 施設平面図 (5F)

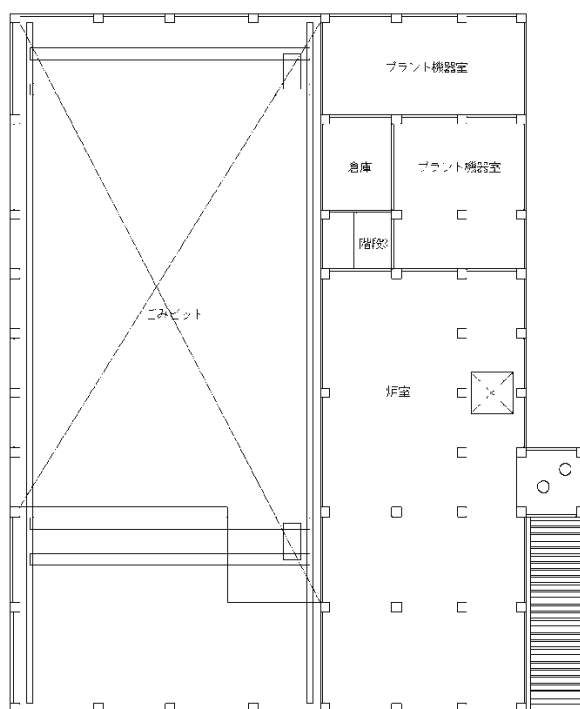


図1.7-2 (6) 施設平面図 (6F)



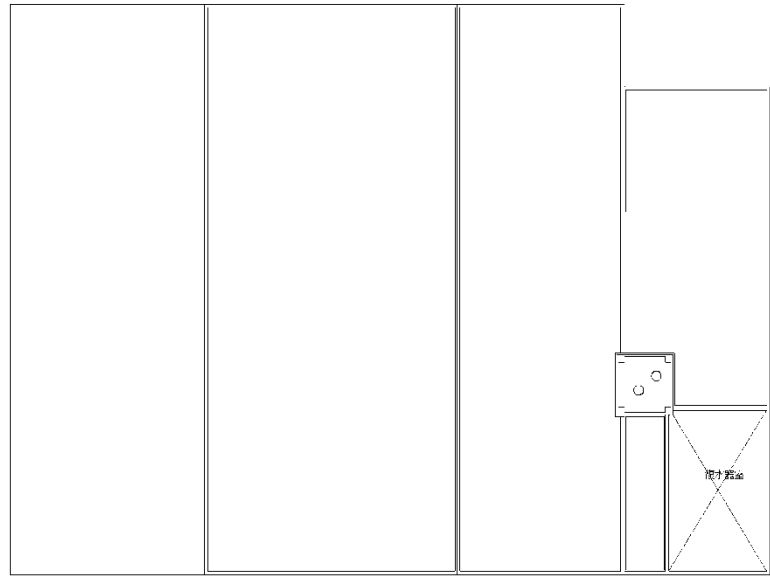


図1.7-2 (7) 施設平面図 (RF)

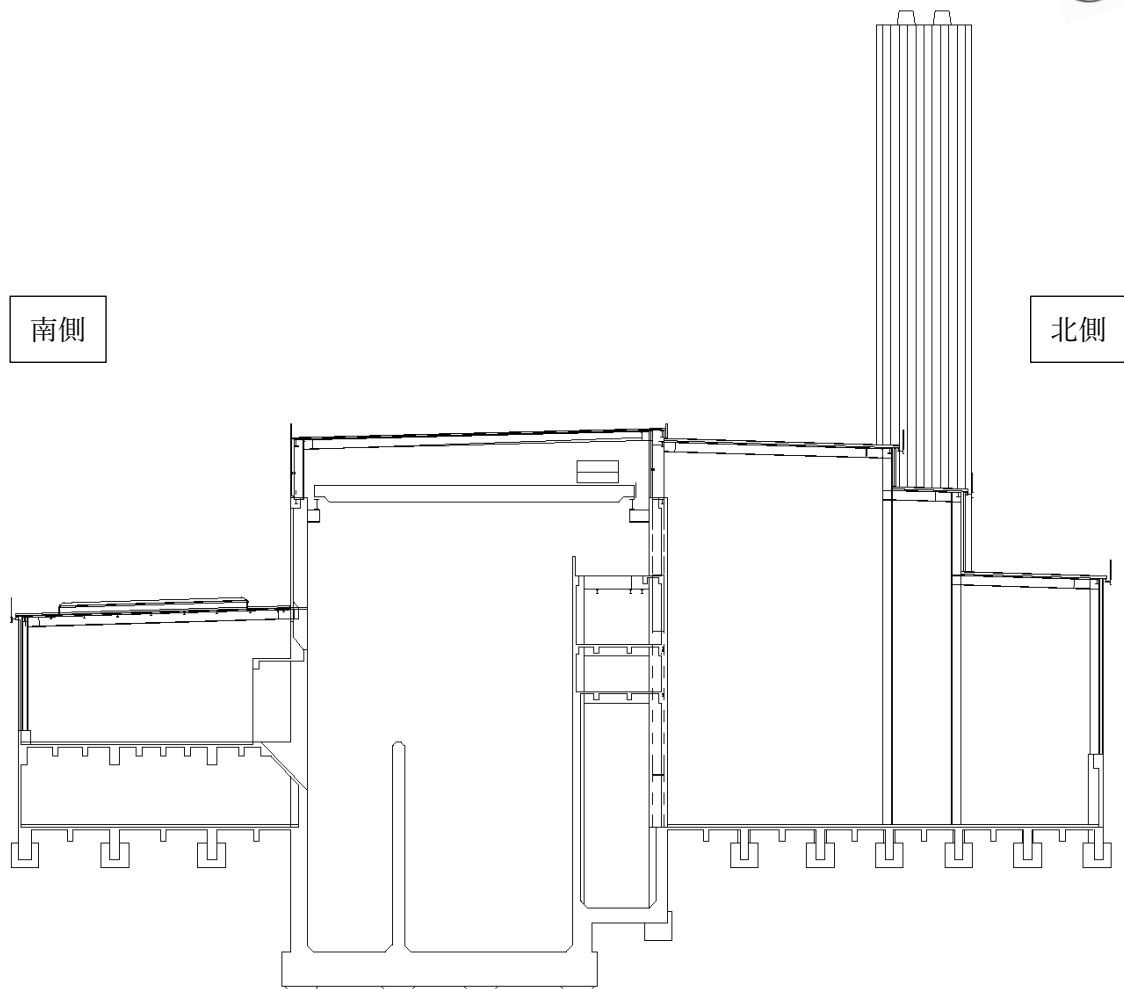


図1.7-3 施設断面図

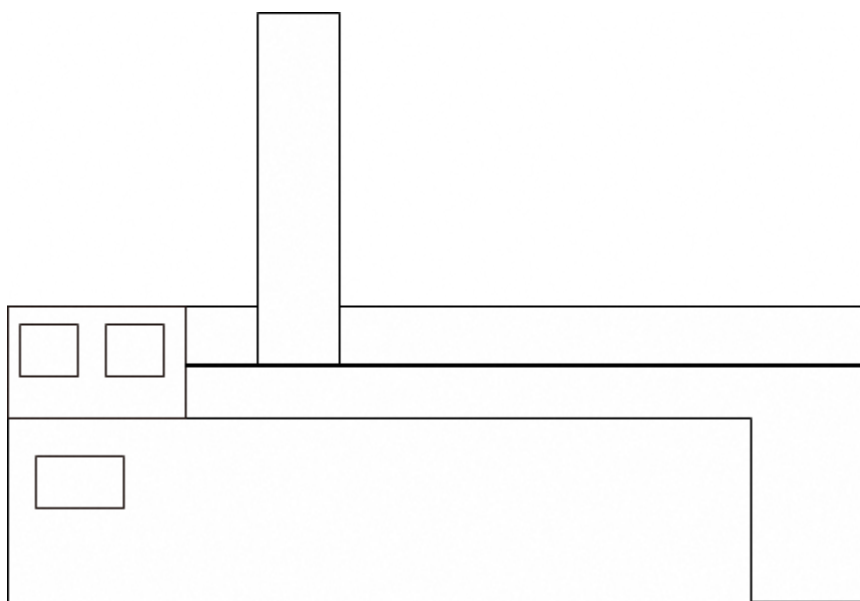


図1.7-4 (1) 立面図（北側）

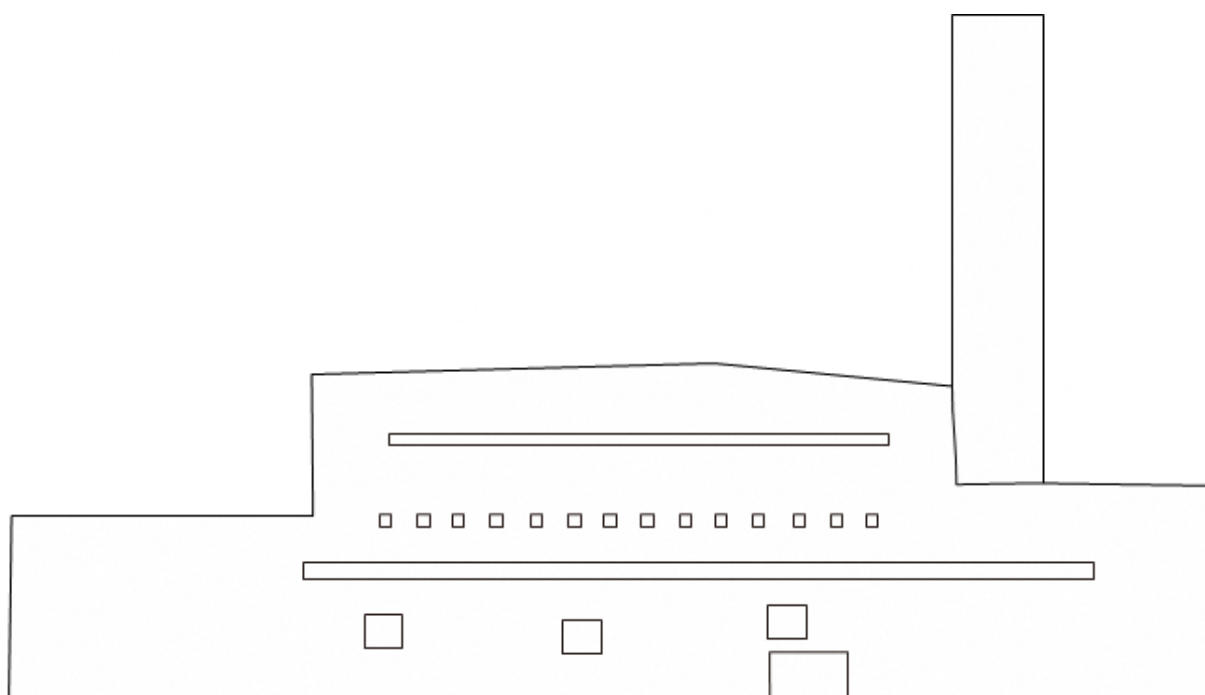


図1.7-4 (2) 立面図（東側）

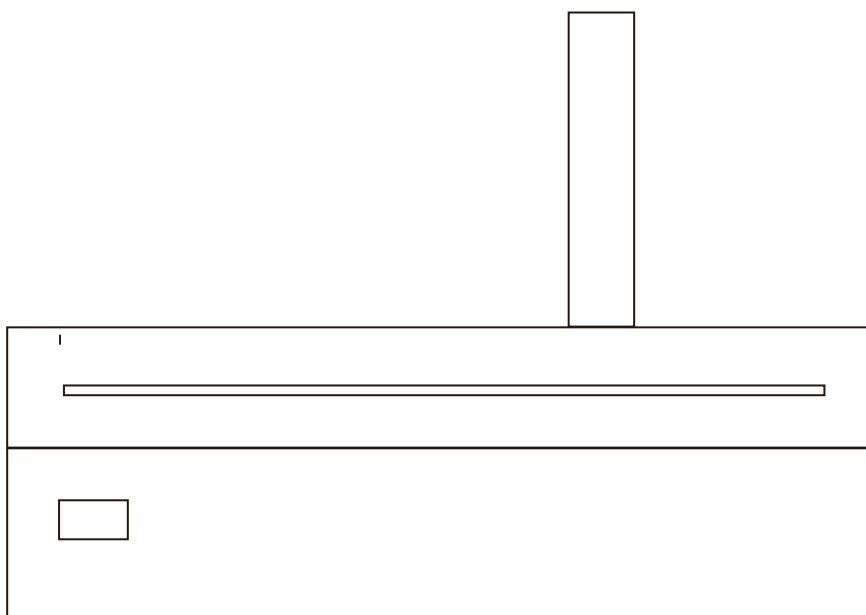


图1.7-4 (3) 立面图 (南侧)

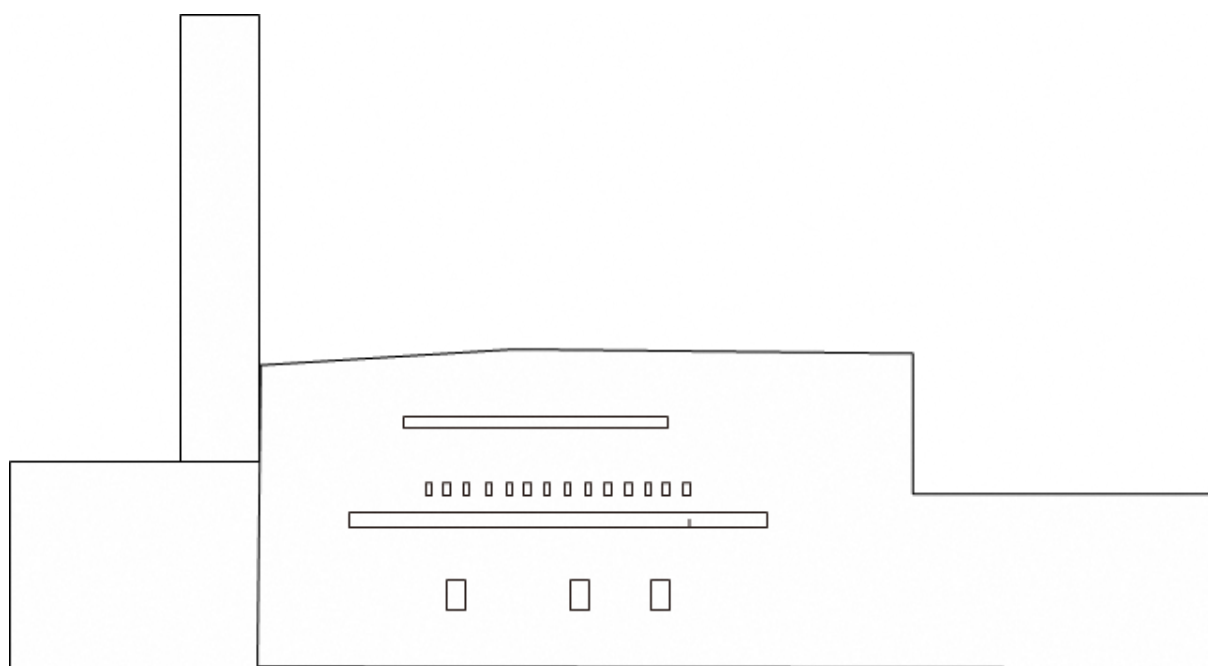


图1.7-4 (4) 立面图 (西侧)

1.7.2 主要設備の概要

本施設の主要設備は、表 1.7-2 に示すとおりである。

表1.7-2 主要設備の概要

主要設備	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
受入・供給設備	ピット＆クレーン方式	ピット＆クレーン方式	ピット＆クレーン方式
燃焼設備	ストーカー方式	ストーカー方式	ストーカー方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式	水噴射＋減温塔	水噴射
排ガス処理設備	消石灰・活性炭吹込み、ろ過式集じん器、触媒脱硝	ろ過式集じん器、消石灰吹込み、触媒脱硝、活性炭吹込み	ろ過式集じん器、消石灰吹込み、無触媒及び触媒脱硝、活性炭吹込み
余熱利用設備	蒸気タービン発電機 場内給湯＋場内冷暖房 （仮称）アクアピア 2 への熱供給	場内給湯＋場内冷暖房 場外温水供給	場内給湯＋場内冷暖房 場外温水供給
通風設備	平衡通風方式	平衡通風方式	平衡通風方式
灰出し設備	ピット＆クレーン方式	ピット＆クレーン方式	ピット＆クレーン方式
給水設備	井水、上水	井水、上水、再利用水	井水、上水、再利用水
排水処理設備	ごみピット汚水：ごみへの吸着・焼却処理、又は炉内噴霧、ごみピット返送 プラント排水：下水道放流 生活排水：下水道放流	ごみピット汚水：炉内噴霧 プラント排水：凝集沈殿＋ろ過処理 生活排水：生物処理＋沈殿	ごみピット汚水：炉内噴霧 プラント排水：凝集沈殿＋ろ過処理 生活排水：生物処理＋沈殿

1.8 廃棄物運搬車両等の走行ルート及び台数

(1) 車両運行計画

ア 搬入時間

本施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

- ・曜日：月曜日から金曜日まで（原則として土曜日・日曜日を除く）
- ・時刻：8時30分から16時30分まで

イ 搬入・搬出車両台数

計画処理量が最も多くなる令和14年度時点で、本施設に搬入・搬出する車両台数は、表1.8-1に示すとおりとする。なお、令和2年度実績台数は既存施設におけるデータのため、深谷市の一部からの搬入も含まれている。

表1.8-1 廃棄物等搬入・搬出車両台数（令和14年度時点推計）

単位：台/日（片道）

種別		令和14年度 推計台数	令和2年度 実績台数	備考
搬入車両	直営・委託・許可車両 (大型車)	143	172	パッカー車等
	直接搬入車両(小型車)	205	207	自家用車等
	その他(大型車)	1	1	資材・薬剤運搬
搬出車両 (大型車)		3	3	灰・残渣物等
合計		352	383	

ウ 車両の運行ルート

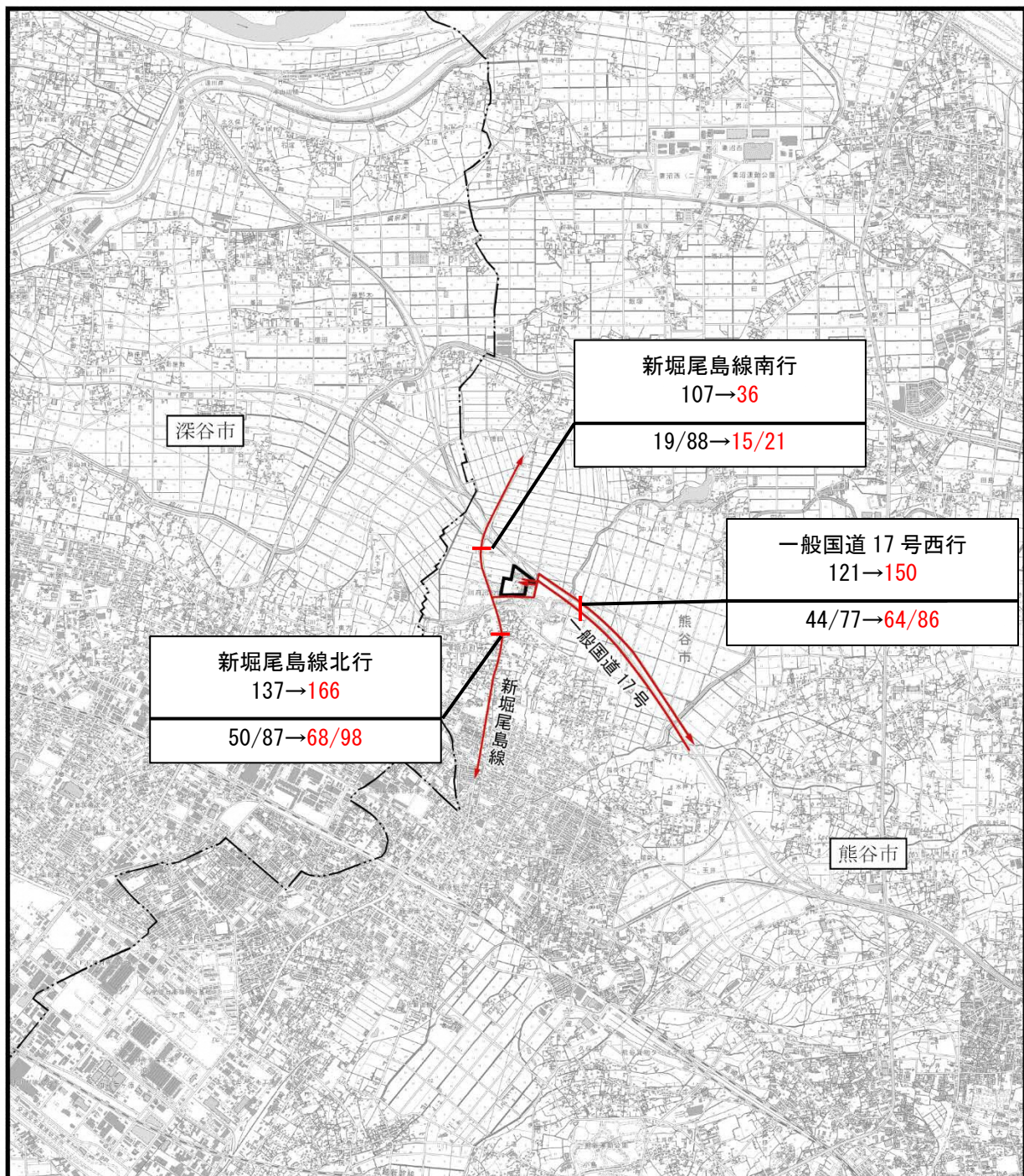
搬入・搬出車両の主要な走行経路は、図 1.8-1 に示すとおりであり、一般国道 17 号（深谷バイパス）及び新堀尾島線を経由するものとする。また、それに伴う本施設対象地区からのルート別搬入・搬出車両台数は、表 1.8-2 に示すとおりとする。新堀尾島線南行を通るルートについては、既存施設にて実施している深谷市の一部からの搬入を取りやめるため、搬入・搬出車両は減少する。一方、本施設稼働に伴い廃止される「江南清掃センター」にて処理を行う主に江南及び大里地区のごみ分の搬入が増加するため、新堀尾島線北行及び一般国道 17 号西行を通る搬入・搬出車両は増加する。

表1.8-2 本施設対象地区からのルート別搬入・搬出車両台数

単位：台/日（片道）

時間帯	新堀尾島線 北行		新堀尾島線 南行		一般国道17号 西行		合計	
	大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車
8時台	4	6	1	1	4	5	9	13
9時台	3	5	1	1	4	4	8	10
10時台	12	17	3	4	10	15	25	35
11時台	10	14	2	3	9	12	21	29
12時台	8	12	2	3	7	11	18	25
13時台	9	13	2	3	9	11	20	27
14時台	11	15	2	3	9	13	22	32
15時台	8	12	2	3	8	10	18	25
16時台	3	4	1	1	3	4	6	9
合計	68	98	15	21	64	86	147	205

注）表の値は端数を四捨五入した値となっているため、示している合計値との整合が取れていない場合がある。



凡 例

図1.8-1 廃棄物等搬入・搬出車両の主要な走行ルート

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- ↔ : ごみ収集車両等の主要な走行ルート

現況搬入・搬出台数(台/日(片道))→将来搬入・搬出台数(台/日(片道))

現況大型車/現況小型車→将来大型車/将来小型車



1: 50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

エ 廃棄物等搬入・搬出車両による負荷の軽減

廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、直営・委託・許可車両については、以下に示す対策を実施する。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。
- ・搬入・搬出車両は低公害型車両の導入を図る。
- ・搬入・搬出車両の一般公道の走行に当たっては、規制速度を遵守する。

1.9 公害防止対策

1.9.1 公害防止条件

本施設においては、関係法令に基づく規制基準値と同等以上の公害防止条件を定め、施設の運転管理を行う。

(1) 大気質

ア 排出諸元

本施設の排出諸元は、表 1.9-1 に示すとおりである。

表1.9-1 排出諸元

項 目	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
湿り排ガス量 (m ³ N/h)	25,450	51,360	43,400
乾き排ガス量 (m ³ N/h)	20,620	40,920	26,030
排ガス温度 (°C)	167	171	215
煙突高さ (m)	59	59	59
煙突頂部口径 (m)	0.6	1.15	1.1
吐出速度 (m/s)	25.0	22.4	22.7
内筒本数 (本)	2	2	2

注) 排出ガス量は、高質ごみ時 1 炉当たりの数値を示す。

イ 排ガス処理方式

本施設の排ガス処理方式は、表 1.9-2 に示すとおりである。

表1.9-2 排ガス処理方式

項 目	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
ばいじん	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器
硫黄酸化物及び塩化水素	乾式法（消石灰吹込）	乾式法	乾式法
窒素酸化物	触媒脱硝	触媒脱硝	無触媒脱硝、触媒脱硝
ダイオキシン類	活性炭吸着 ＋触媒分解	活性炭吸着 ＋触媒分解	活性炭吸着 ＋触媒分解
水銀	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器

ウ 排ガス濃度

本施設の排ガス濃度（公害防止基準）は、表 1.9-3 に示すとおりである。

排ガスに係る公害防止基準は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、埼玉県生活環境保全条例規制値を踏まえ、それらと同等以上の厳しい値とした。

表1.9-3 排ガス濃度^{注1)}に係る公害防止基準

項 目	本施設 （新設）	既存施設 （熊谷衛生センター）		法令基準値 （新設対象）
		第一工場	第二工場	
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.02	0.02	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	20	50	1,648 ^{注2)} (K 値=7.0)	3,511 ^{注2)} (K 値=17.5)
窒素酸化物 (ppm)	50	50	50	250
塩化水素 (ppm)	30	60	100	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 (μg/m ³ N)	30	50	50	30

注 1) 排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度 12%換算値を示す。

注 2) 硫黄酸化物の排ガス濃度 (ppm) は、規制値である K 値から排出諸元を基に算出したものである。

(2) 騒音・振動

本施設の騒音及び振動に係る公害防止基準は、表 1.9-4 及び表 1.9-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画法の用途地域の定めがない地域にあることを踏まえ、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準を適用する。

表1.9-4 騒音に係る公害防止基準

朝 午前6時～午前8時	昼 午前8時～午後7時	夕 午後7時～午後10時	夜 午後10時～午前6時
50dB以下	55dB以下	50dB以下	45dB以下

表1.9-5 振動に係る公害防止基準

昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
60dB以下	55dB以下

(3) 悪臭

本施設の悪臭に係る公害防止基準は、表 1.9-6 に示すとおりである。

悪臭防止法に基づく敷地境界での規制基準を適用するものとした。

表1.9-6 悪臭に係る公害防止基準

1号規制基準	2号規制基準 (排出口)	3号規制基準 (排水水)
臭気指数：15	基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。	臭気指数：31

※悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準値（A区域）

1.9.2 環境保全計画

(1) 大気汚染防止対策

ア 施設の稼働

- ・大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・ろ過式集じん器等によって構成される排ガス処理装置を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図る。

イ 廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、直営・委託・許可車両については、以下に示す対策を実施する。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。
- ・搬入・搬出車両ルートは、可能な限り新堀尾島線ではなく一般国道 17 号（深谷バイパス）を通行するよう配慮する。
- ・搬入・搬出車両は低公害型車両の導入を図る。
- ・搬入・搬出車両の一般公道の走行に当たっては、規制速度を遵守する。

(2) 騒音・低周波音・振動対策

ア 施設の稼働

- ・騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施して適正な運転・管理を行う。
- ・設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する。
- ・大きな騒音の発生が想定される設備機器については、専用室に配置し、防音対策を講じる。
- ・大きな振動の発生が想定される設備機器については、防振架台の設置、剛性の高いコンクリート床への据付等の防振対策を講じる。
- ・騒音の伝搬経路となる吸気口・排気口の位置に留意した設備機器の配置とする。

イ 廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、直営・委託・許可車両については、以下に示す対策を実施する。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。
- ・搬入・搬出車両ルートは、可能な限り新堀尾島線ではなく一般国道 17 号（深谷バイパス）を通行するよう配慮する。
- ・搬入・搬出車両は低公害型車両の導入を図る。
- ・搬入・搬出車両の一般公道の走行に当たっては、規制速度を遵守する。

(3) 悪臭対策

- ・悪臭防止法に定める規制基準等を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・ごみピットは、臭気が外部に漏れないよう建屋の密閉性に配慮する。
- ・プラットホーム出入扉にはエアカーテンを装備する。

(4) 排水対策

- ・本施設におけるプラント排水及び生活排水等は、表 1.9-7 に示す下水道への排除基準を下回るよう排水処理設備で処理したのち、下水道へ放流する。

表1.9-7 (1) 下水道法及び熊谷市下水道排除基準における排除基準(1)

項目	水質基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物（農薬類）	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下

表1.9-7 (2) 下水道法及び熊谷市下水道排除基準における排除基準(2)

項目	水質基準
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
アンモニア性窒素等含有量	380mg/L 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満※
浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)	5 超～9 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
燐含有量	32mg/L 未満
水温	45℃未満
ヨウ素消費量	220mg/L 未満

※1L につき 5 日間に 600mg 未満

第2章 生活環境影響調査項目の選定

本施設の設置に伴う生活環境影響調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部。以下、「調査指針」という。）における第2章「焼却施設の生活環境影響調査手法」より設定した。

2.1 選定した項目及びその理由

2.1.1 選定した項目

焼却施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、表2.1-1に示すとおり、生活環境影響調査項目を選定した。

生活環境影響要因は、煙突排ガスの排出、施設の稼働、施設からの悪臭の漏洩及び廃棄物運搬車両等の走行とし、調査事項は、大気質、騒音、振動、悪臭を選定した。

表 2.1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（焼却施設）

調査事項		生活環境影響要因	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両等の走行
		生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素(NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目（水銀等）	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
		低周波音圧レベル			●		
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度				○	
		臭気指数（臭気濃度）	○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) 又は化学的酸素要求量(COD)		×			
		浮遊物質(SS)		×			
		ダイオキシン類		×			
		その他必要な項目（窒素、リン等）		×			

注) ○：生活環境影響調査項目として選定する項目

●：標準的な生活環境影響調査項目外であるが、影響を及ぼす可能性があるため生活環境影響調査項目として選定する項目

×：生活環境影響調査項目として選定しない項目

2.1.2 項目として選定した理由

前掲表 2.1-1 に示した生活環境影響調査項目を選定した理由は以下に示すとおりである。

(1) 大気質

ア 煙突排ガスの排出

本施設の設置に伴い、エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、煙突排ガスの排出に伴う二酸化硫黄 (SO_2)、二酸化窒素 (NO_2)、浮遊粒子状物質 (SPM)、塩化水素 (HCl)、ダイオキシン類及び水銀を生活環境影響調査項目として選定した。

イ 廃棄物運搬車両等の走行

本施設の設置に伴い、廃棄物運搬車両等の走行に伴う周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、廃棄物運搬車両等の走行に伴う二酸化窒素 (NO_2) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) を生活環境影響調査項目として選定した。

(2) 騒音・低周波音

ア 施設の稼働

本施設の設置に伴い、本施設が騒音源となり、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、施設の稼働に伴う騒音レベル及び低周波音圧レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

イ 廃棄物運搬車両等の走行

本施設の設置に伴い、廃棄物運搬車両等の走行に伴う周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

(3) 振動

ア 施設の稼働

本施設の設置に伴い、本施設が振動源となり、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、施設の稼働に伴う振動レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

イ 廃棄物運搬車両等の走行

本施設の設置に伴い、廃棄物運搬車両等の走行に伴う周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

(4) 悪臭

ア 煙突排ガスの排出

本施設の設置に伴い、エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による周辺地域の生活環境への影響が考えられ、また、熊谷市は埼玉県内での悪臭規制において、「臭気指数規制（基準値 1）」に該当するため、煙突排ガスの排出に伴う臭気指数を生活環境影響調査項目として選定した。

イ 施設からの悪臭の漏洩

本施設の設置に伴い、廃棄物の積み下ろし等による周辺地域の生活環境への影響が考えられ、また、悪臭発生源付近での調査となることから、特定悪臭物質濃度を調査項目に追加することで悪臭要因を特定できる可能性があるため、施設からの悪臭の漏洩に伴う特定悪臭物質濃度及び臭気指数を生活環境影響調査項目として選定した。

2.2 項目として選定しなかった理由

(1) 水質

ア 施設排水の排出

本施設の設置に伴い発生するプラント排水、及び生活排水は、排水処理後、施設内で再利用又は下水道へ放流することにより公共用水域へは排出しない。そのため、周辺地域の生活環境への影響はないと考えられることから、生活環境影響調査項目として選定しない。